Hiratsuka Public Employment Security Office Information

ハローワーク通信

【 春号（第６号） 令和７年４月発行 】

今月号の内容（Contents）

★ 所長就任２年目を迎えて
★ 雇用失業情勢
★ 高年齢雇用継続給付の変更について
★ 学生等への「オワハラ」防止のお願い

平塚公共職業安定所

〒254-0041
平塚市浅間町 10-22
平塚地方合同庁舎

所長就任２年目を迎えて

平塚公共職業安定所長
富樫　久美

当所管轄内（平塚市、伊勢原市、大磯町、二宮町）の事業所の皆様におかれましては、日頃からハローワーク平塚の業務運営につきまして、ご理解・ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。ハローワーク平塚でお仕事探しをされている求職者の皆様におかれましても、ご利用いただき感謝申し上げます。

現下の雇用情勢は、大企業においては賃上げムードとなっておりますが、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要があります。

さて、就任２年目にあたり令和６年度を振り返りますと、自治体との連携強化のため、平塚・伊勢原の両市長とお会いし、直接ハローワークとの連携強化のお願いをさせていただきました。また、事業所の方と求職者の方が気軽に事業所の説明が聞け、質問ができる事業所ＰＲブースを所内に設置したほか、人手不足業種の事業所向けに『敷居の低い会』と銘打ったセミナーを開催し、雇用促進のための助成金の活用方法や魅力的な求人票の出し方、ハローワーク窓口で聞いた求職者の生の声をお伝えし、参加していただいた事業所から評価をいただいております。

着任時にも申しましたが、『持続的な賃金の引き上げ』『人手不足』『人口減少・少子化』といった政策課題を踏まえ、令和７年度は『求人充足サービス』及び『求職者の求職活動における課題解決サービス』に加え、ハローワークを利用されていない求職活動中の方に、『ハローワークは雇用保険受給手続きだけでなく、就職活動の支援として応募したい求人条件に近い求人の情報提供や応募書類作成・就職面接対策など、就職活動に対するあらゆる支援を行っている国の機関である。』ことの周知を強化し、待ちの姿勢ではなく新規求職者のシェアを積極的に拡大し、求人者と求職者を結びつけるマッチング力を強化して参ります。

事業所の方や求職者の皆様にとって、『敷居の低いハローワーク』を目指しますので、本年度も何卒よろしくお願いいたします。

２月の有効求人倍率

フルタイム

職種	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
管理的職業	3	14	0.21倍
専門的・技術的職業	542	477	1.14倍
事務従事者	191	752	0.25倍
販売従事者	153	170	0.90倍
サービス職業従事者	462	234	1.97倍
保安職業従事者	74	27	2.74倍
農林漁業従事者	5	28	0.18倍
生産工程従事者	262	288	0.91倍
輸送・機械運転従事者	168	144	1.17倍
建設・採掘従事者	358	39	9.18倍
運搬・清掃・包装等従事者	142	313	0.45倍

求職者１人に対して何人の求人があるのかを示してるのが有効求人倍率です。
２月に平塚職安で有効だった求人数とその職種を希望していた求職者数がもとになっています。

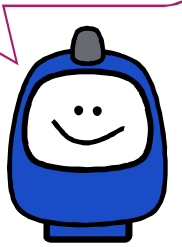

有効求人倍率も職種ごとでさまざまです。
求人募集の参考にしてください。

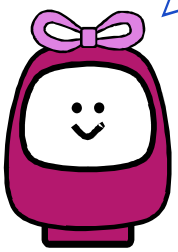

パートタイム

職種	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
管理的職業	0	3	0.00倍
専門的・技術的職業	374	233	1.61倍
事務従事者	215	473	0.45倍
販売従事者	58	86	0.67倍
サービス職業従事者	514	237	2.17倍
保安職業従事者	56	26	2.15倍
農林漁業従事者	7	16	0.44倍
生産工程従事者	61	81	0.75倍
輸送・機械運転従事者	122	63	1.94倍
建設・採掘従事者	43	7	6.14倍
運搬・清掃・包装等従事者	222	357	0.62倍

近隣のハローワークでの有効求人倍率

	小田原		松田		藤沢		神奈川県	
	フルタイム	パートタイム	フルタイム	パートタイム	フルタイム	パートタイム	フルタイム	パートタイム
管理的職業	0.79倍	2.00倍	0.43倍	0.00倍	0.19倍	0.00倍	0.26倍	0.00倍
専門的・技術的職業	1.22倍	1.63倍	1.22倍	1.46倍	1.11倍	1.03倍	1.44倍	1.39倍
事務従事者	0.36倍	0.51倍	0.32倍	0.52倍	0.29倍	0.25倍	0.25倍	0.37倍
販売従事者	1.32倍	1.45倍	0.83倍	0.97倍	0.67倍	0.33倍	1.13倍	0.71倍
サービス職業従事者	2.43倍	2.97倍	1.42倍	2.42倍	1.52倍	1.85倍	1.90倍	2.99倍
保安職業従事者	0.91倍	4.88倍	2.80倍	3.52倍	0.62倍	3.30倍	7.02倍	9.41倍
農林漁業従事者	1.00倍	1.71倍	0.47倍	0.13倍	0.83倍	0.62倍	0.71倍	0.54倍
生産工程従事者	1.15倍	1.02倍	1.50倍	1.09倍	1.33倍	0.60倍	1.33倍	0.82倍
輸送・機械運転従事者	1.64倍	2.36倍	0.63倍	0.49倍	2.16倍	1.96倍	2.02倍	2.13倍
建設・採掘従事者	4.70倍	0.00倍	6.58倍	1.00倍	4.66倍	0.57倍	6.56倍	1.66倍
運搬・清掃・包装等従事者	0.46倍	0.93倍	0.48倍	0.46倍	0.66倍	0.35倍	0.66倍	0.63倍

高年齢雇用継続給付を受給予定の方、申請予定の事業主の方へ

令和７年４月１日から
高年齢雇用継続給付の支給率を変更します

高年齢雇用継続給付とは

６０歳到達等時点に比べて賃金が７５％未満に低下した状態で働き続ける６０歳以上６５歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付です。
令和７年４月１日以降支給率が変わります。

令和７年４月１日以降の支給率

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
６４％以下（６１％以下）	**各月に支払われた賃金額の１０％**（１５％）
６４％超７５％未満 （６１％超７５％未満）	**各月に支払われた賃金額の１０％**（１５％）**から０％の間**で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が７５％を超えない範囲で設定される率
７５％以上	不支給

※　（）内は令和７年３月３１日以前の低下率・支給率です。
※　支給限度額・最低限度額の取り扱いに変更はありません。

対象の方

令和７年４月１日以降に６０歳に達した日（その日時点で被保険者であった期間が５年以上ない方はその期間が５年を満たすこととなった日）**を迎えた方**が対象となります。

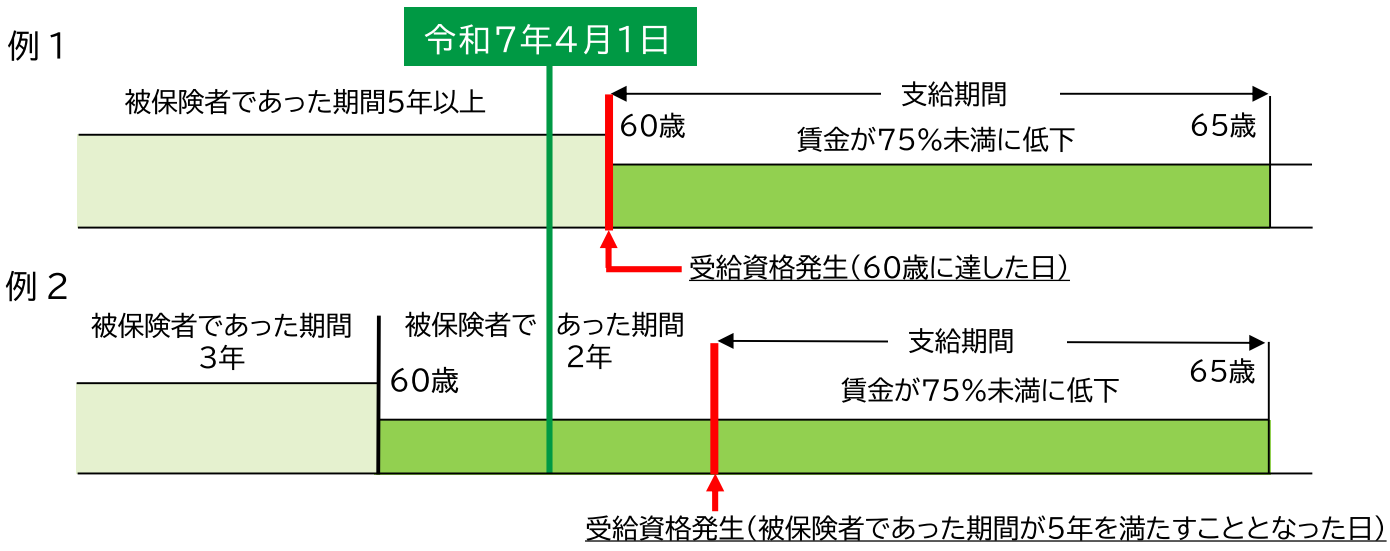

※　令和7年3月31日以前に60歳に達した日（その日時点で被保険者であった期間が5年を満たすこととなった日）を迎えた方は現行の支給率から変更はありません。

厚生労働省　労働局・ハローワーク　　LL061108保01

支給率早見表（令和７年４月１日以降）

６０歳到達等時点の賃金月額（６０歳に到達等する前６か月間の平均賃金）と比較した各月に支払われた賃金額の低下率に応じた支給率を、各月に支払われた賃金額に乗ずることにより支給額が分かります。

各月に支払われた賃金の低下率	支給率	各月に支払われた賃金の低下率	支給率
75.00%以上	0.00%	69.50%	4.60%
74.50%	0.39%	69.00%	5.06%
74.00%	0.79%	68.50%	5.52%
73.50%	1.19%	68.00%	5.99%
73.00%	1.59%	67.50%	6.46%
72.50%	2.01%	67.00%	6.95%
72.00%	2.42%	66.50%	7.44%
71.50%	2.85%	66.00%	7.93%
71.00%	3.28%	65.50%	8.44%
70.50%	3.71%	65.00%	8.95%
70.00%	4.16%	64.50%	9.47%
		64.00%以下	10.00%

申請手続きについて

具体的な支給申請手続については、
パンフレット「高年齢雇用継続給付の内容及び支給申請手続について」をご覧ください。

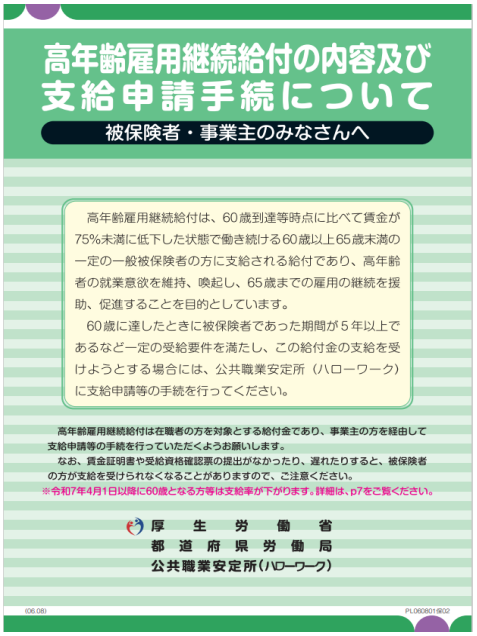

ハローワークインターネットサービス
https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_continue.html

事業主・職業紹介事業者の皆さまへ

学生の職業選択の自由を侵害する「オワハラ」は行わないでください！！

オワハラとは、企業などが新規学校卒業者等の採用において、内定や内々定を行うことと引き換えに、学生の意思に反して他の企業などへの就職活動の終了を強要するようなハラスメント行為です。

オワハラは、**憲法で保障された職業選択の自由を侵害する行為**であり、場合によっては、刑法上の脅迫罪・強要罪や民法上の不法行為にも当たる可能性があります。

また、学生にオワハラと受け止められれば、**企業等の社会的信用の失墜やイメージの低下**につながりかねません。

新規学校卒業者等の就職は、人生の大きな転機であり、将来を左右する重要な選択をすることになります。

学生側にも、節度ある就職活動が求められますが、企業や職業紹介事業者の皆さまにも、学生が納得いく就職活動を行えるよう、就職機会の確保にご理解・ご協力をお願いします。

以下のようなことをしていませんか？ これらは「オワハラ」に該当し得る例です！

- 自社の内（々）定と引換えに、他社への就職活動を取りやめるよう強要すること
- 自由応募型の採用選考において、内（々）定と引換えに大学あるいは大学教員等からの推薦状の提出を求めること
- 他社の就活が物理的にできないよう、研修等への参加を求めること
- 内定承諾書等の早期提出を強要すること
- 内（々）定辞退を申し出たにもかかわらず、引き留めるために何度も話し合いを求めること

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局　ハローワーク

LL051204開若01

ハローワークに寄せられた相談事例

社会経験が少ない学生にとって、企業からの強い働きかけは、相当なプレッシャーになります。学生への対応に当たっては、学生の自主性を妨げることがないよう、ご配慮をお願いします。

- 内定承諾書の早期提出を執拗に求められ、メッセンジャーアプリにも就職活動を終了するよう求めるメッセージが再三送付されてくる。
- 内々定の連絡を受けた後、他社の選考を全て辞退し、就職活動を終了するように言われた。
- 内々定時に、入社しなかった場合には損害賠償が発生する旨の記載がある「誓約書」や「入社承諾書」へのサインを強要された。

■「事業主等指針」※では、以下のように規定しています。事業主の皆さまのご理解をお願いします。

第二　事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置

一　労働関係法令等の遵守

（二）採用内定・労働契約締結に当たって遵守すべき事項等

二 **採用内定又は採用内々定を行うことと引換えに、他の事業主に対する就職活動を取りやめるよう強要すること等青少年の職業選択の自由を妨げる行為又は青少年の意思に反して就職活動の終了を強要する行為については、青少年に対する公平かつ公正な就職機会の提供の観点から行わないこと。**

※青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第７条の規定に基づく「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成27年厚生労働省告示第406号）

指針の全体版はこちら

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
都道府県労働局　ハローワーク

LL051204開若01